

徳島県告示第三百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社たすき	徳島市南沖洲一丁目七番四七・七号	訪問看護リハビリステーションたすき	徳島市末広一丁目五・一Pino二〇五号室	介護予防訪問看護	令和三年五月一日
合同会社麦わら訪問看護ステーション	阿南市那賀川町上福井西ノ口六一番地一スリーブ一〇三号室	合同会社麦わら訪問看護ステーション	阿南市那賀川町上福井西ノ口六一番地一スリーブ一〇三号室	同	同